

エコサイクル総合研究所/中野緑化工技術研究所

非営利特定活動法人日本緑化工協会常務理事・技術委員長 (技術士 森林部門) 中野 裕司

1. はじめに

我が国の生物多様性保全に関する動きは、平成5年に生物多様性条約を締結することにより始まったが、その動きが本格的になるのは、平成14年3月に策定された「新・生物多様性国家戦略」において、外来種問題をわが国の生物多様性の危機の1つとして位置づけられてからである。

これにより平成15年12月に中央環境審議会が「移入種対策に関する措置のあり方について」として、総合的に外来種対策を実施して行くための制度化を求めたことにより、平成16年6月に「外来生物法」が公布され、平成17年6月に施行された。

「外来生物法」は、我が国在来の生物を補食・競合し、生態系を損ねたり、人の健康・農林水産業に被害を与えたり、その恐れのある外来生物を「特定外来生物」として定め、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が外来生物の防除を行うことを定めたものである。

「特定外来生物」の選定にあたっては、環境省のHPに参考として「要注意外来生物リスト」が示されたが、その中に、緑化植物の主立ったものがリストアップされたため、使用に関する自粛が始まり治山・法面緑化現場は混乱した。

当稿は、その混乱を治めるべく開催された環境省(自然環境局)、農林水産省(農林振興局)、林野庁、国土交通省(都市・地方整備局、河川局、道路局、港湾局)の4省庁6局により行われた「平成17年度外来生物による被害の防止等に配慮した緑化植物取扱方針検討調査」、「平成18年度生態系保全のための植生管理方策検討調査」、及び、この結果を受ける形で林野庁により始められた「平成19・20・21年度生物多様性保全に資する治山対策手法検討調査(荒廃地緑化手法検討調査)」について述べ、また、現在進められている「外来種被害防止行動計画(仮称)」、「侵略的外来種リスト(仮称)」について敷衍するものである。

4省庁による調査、林野庁による調査については専門委員として参加し、現在進行中の行動計画・リストについては意見書を提出し、ヒアリング、委員との意見交換会にて意見を述べた。

2. 「要注意外来種リスト」について

「要注意外来種リスト」は環境省のHPに掲載されたもので、「外来生物法に基づく飼養等の規制が課されるものではありませんが、これらの外来生物が生態系に悪影響を及ぼしうることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力をお願いするものです」とし、(1)被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物、(2)被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物、(3)選定の対象とならないが注意喚起が必要な外来生物(他法令の規制対象種)、(4)別途総合的な取組みを進める外来生物(緑化植物)として148種が掲載されている。

問題は、(4)の緑化植物に関する記載であり、13種類の緑化植物が掲載され、13種の内、7種が外来牧草であり、市場単価に用いられている緑化植物(主体種子)であった。

【参考】 森林部門技術士会会誌 フォーレストコンサルタント NO.135(2014年2月号)転載

これにより、来牧草の主立ったものは「特定外来生物」に準じた取扱を行う植物として、外来生物法において「指定」されたという誤解が発生し、現場では外来牧草の使用可否についての判断が出来ない状態となり混乱が発生した。

表-1 緑化植物取扱方針検討調査 調査対象種

区分	種名(和名)	利用名・別名	科名	
外来緑化植物	別途総合的な検討を進める緑化植物			
	木本(4種)			
	ギンネム	ギンゴウカン	マメ科	
	クロバナエンジュ	イタチハギ	マメ科	
	ハリエンジュ	ニセアカシア	マメ科	
	トウネズミモチ		モクセイ科	
	草木(9種)			
	オオアワガエリ	チモシー	イネ科	
	オニウシノケグサ	トールフェスク・TF・(ケンタッキー31フェスク)	イネ科	
	カモガヤ	オーチャードクラス	イネ科	
	キシウスズメノヒエ		イネ科	
	シナダレスズメガヤ	ウィーピングラブグラス	イネ科	
	シパムギ		イネ科	
	ホソムギ	ペレニアルライグラス・PR	イネ科	
	ネズミムギ	イタリアンライグラス	イネ科	
	ハイイロヨモギ		イネ科	
	NGO3 団体提案リスト掲載種	草本(4種)		
		コヌカグサ	レッドトップ	イネ科
		ナガハグサ	ケンタッキーブルーグラス・KB	イネ科
		シマスズメノヒエ	ダリスグラス	イネ科
		シロツメクサ	ホワイトクローバー	イネ科
	現状において一般的に法面緑化等で使用されている種	草本(15種)		
		アフリカチカラシバ	キクユグラス	イネ科
		アメリカスズメノヒエ	バヒアグラス	イネ科
		イトコヌカグサ	コロニアルベントグラス・CB	イネ科
		イヌシバ	セントオーガスチングラス	イネ科
		オオウシノケグサ	レッドフェスク	イネ科
		ギョウギシバ	バミューダグラス	イネ科
		コウライウシノケグサ	ハードフェスク	イネ科
		チジミシバ	カーペットグラス	イネ科
		ハイウシノケグサ	クリーピングレッドフェスク・GRF	イネ科
		ハイコヌカグサ	クリーピングベントグラス	イネ科
		ヒロハウシノケグサ	メドウフェスク	イネ科
ムカデシバ		センチピートグラス	イネ科	
ヤギウシバ		バッファローグラス	イネ科	
イトウシノケグサ		チューイングフェスク	イネ科	
ウシノケグサ	シープフェスク	イネ科		
(外国産) 在来緑化植物	木本(7種)			
	ヒメヤシャブシ		カバノキ科	
	ヤシャブシ		カバノキ科	
	ヤマハンノキ		カバノキ科	
	アカマツ		マツ科	
	クロマツ		マツ科	
	コマツナギ		マメ科	
	ヤマハギ		マメ科	
	草本(6種)			
	シバ	ノシバ	イネ科	
	ススキ		イネ科	
	チガヤ		イネ科	
	ヨモギ		キク科	
	イタドリ		タデ科	
	メドハギ		マメ科	

【参考】 森林部門技術士会会誌 フォーレストコンサルタント NO.135(2014年2月号)転載

注) 太字は、市場単価掲載緑化植物(主体種子)

3. 4省庁による検討調査

この混乱を鎮めるべく4省庁により平成17年、平成18年の検討調査が行われ、(4)別途総合的な取組みを進める外来生物(緑化植物)木本類4種類、草本類9種類に、更に木本類7種類、25種を含む45種を加え(表-1)調査検討し、平成17度に「調査対象種の当面の望ましい取扱方向(案)」が示され、平成18年度には、地域区分として①奥山自然地域、②里地里山等中間地域、③都市地域④生物多様性保全上重要な地域(①～③に含まれるホットスポット)が示され、「地域区分ごとの取扱に係る暫定的な考え方(素案)」が示された。

3. 1. 「調査対象種の当面の望ましい取扱方向(案)」について

「調査対象種の当面の望ましい取扱方向(案)(以下、「取扱方向」と称す)」について表-2にその内容を要約して示す。

表-2 検討対象種の当面の望ましい取扱方向(案)

(中野要約 ※加筆)

取り扱いに係わる暫定的な考え方(案)			
緑化植物の使用を取り止めることは困難。周辺地域の生物多様性を損なわないことを前提として、適正な利用を図る。理由：① 代替植物の供給体制が整っていない。 ② 機能的に保管でき生態系等への影響がない代替種が明らかになっていない。			
望ましい取扱方向：生態系への影響			
植物	その他の地域※	生物多様性保全に配慮すべき地域	
		「生物多様性保全上重要な地域」以外の地域	生物多様性保全上重要な地域注)
イネ科牧草	制限はない※	・シナダレスズメガヤ：使用は控える。 ・下記について配慮しつつ用いる。 他のイネ科緑化植物：緑化目的を達成し得る範囲内において、可能な限り、 ① 草丈の低い種・品種、 種子による繁殖力の小さい種・品種を使用することが望ましい。 ② 施工の際、種数を少なくし、播種量を抑える。	・原則として使用しない。 代替手法 地域系統種苗の使用 森林表土利用工 自然侵入促進工 (災害時等緊急的な措置として、外来牧草等を使用する場合がある。)
(外国産)在来緑化植物	制限はない※	・これまで通り使用可能。 (国内産)在来緑化植物と同等の供給が行う状況にないため。	・使用を避ける。
ハリエンジュ	制限はない※	・周辺自然環境への環境に配慮して、その使用を検討。	・可能な限りあらたな使用を避ける。
望ましい取扱方向：農林水産業への影響			
ハリエンジュ・イタチハギ リンゴ栽培地周辺での新たな使用を避ける。(リンゴ炭疽病の宿主なる)			

注) 自然公園区域地区別保護地区や特に保全が必要な希少種等の生育地

「取扱方向」は、「生物多様性保全に配慮すべき地域」に関する取扱方向を示すものであるため、実際の現場に即し、票-2では「その他の地域」を追記し示した。

生物多様性保全に特段の配慮の必要のない「その他の地域」では、外来緑化植物の使用に関する制限を設けるものではなく「生物多様性保全に配慮すべき地域」を「生物多様性保全上重要な地域外の地域(以下、「重要地域以外」と称す)」と「生物多様性保全上重要な地域」に別け、配慮すべき事項を示したものである。

現在は、全国一律に生物多様性保全が求められているという誤解があるように思われるが、当該

【参考】 森林部門技術士会会誌 フォーレストコンサルタント NO.135(2014年2月号)転載
 地域に即した緑化植物を用いることとしているのであり、注意が必要である。

「生物多様性保全上重要な地域」に対しては、遺伝子レベルまでの配慮、すなわち同種を持ちこむことにより、地域に生育する同種との交雑を避けるために、地域性系統苗の使用、森林表土利用工(埋土種子緑化)、自然侵入促進工(無播種緑化)を行う事が基本となる。「重要地域外」においては外来牧草の使用を制限するものではないが、植生遷移を促し自然回復を図るために外来牧草の使用にあたっては低草高の種・品種を用い、使用種類の数を少なくし播種量を抑えて用いる(播種量低減手法)ものとした。

3. 2. 調査対象種の取扱に係る地域区分

外来牧草など緑化植物の使用については、①生物多様性保全上重要な地域、②重要地域外、③その他の地域と区分したが、更に具体性を持たせるために、「新・生物多様性国家戦略」のA奥山自然地域、B里地里山等中間地域、C都市地域に別け、その中にホットスポット的に「生物多様性保全上重要な地域」が存在するものとし整理を行った。

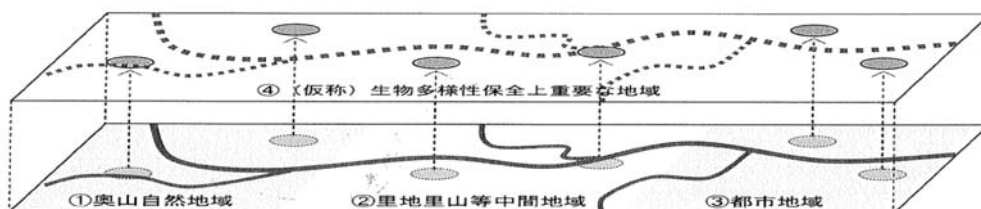


図-1 調査対象種の取扱のための地域区分(案)の概念

表-3 地域区分ごとの取扱いに係る暫定的な考え方(素案)の整理 (*一部加筆:中野)

地域区分	人為的な影響について	緑化植物の使用について	調査対象種の管理について	その他
①奥山自然地域 (以外地域-1*)	—	・法面緑化等を行う場合には、可能な限り在来緑化植物材料を使用するなど当該地域における生物多様性保全に十分配慮することが望ましい。	・調査対象種を使用する場合には、周辺の生態系保全等に配慮して、すみやかに植生の回復が図れるよう自然植生への遷移を踏まえた適切な管理等を行うことが望ましい。	—
②里地里山等中間地域 (以外地域-2*)	—	・自然環境に係る目標や当該法面緑化地の緑化目標、法面緑化等に求める防災機能、景観機能等に配慮し、適切な緑化材料を選定することが望ましい。	・自然環境に係る目標や当該法面緑化地の緑化目標を達成するための適切な管理等を行うことが望ましい。	・本地域は、生産活動の場でもあることから、調査対象種を使用し緑化を行おうとする場合には、農林水産業への影響に対して十分に留意する必要がある。
③都市地域 (その他の地域*)	—	・法面緑化に求められる防災機能や景観向上等に係る機能を優先させるとともに、都市環境の向上にも配慮し、調査対象種も含めた適切な緑化材料の選定を行うことが望ましい。	・法面緑化に求められる目的を踏まえた適切な管理を行うことが望ましい。	・本地域は人が頻繁に活動する地域であることから、調査対象種を使用し緑化を行おうとする場合には、花粉症等の影響に対して十分に留意する必要がある。
④生物多様性保全上重要な地域	・本地域においては、特に保全が必要な希少種等の生育環境に配慮して、可能な限り人為的な影響を及ぼすことを避けることが望ましく、本地域においてやむを得ず地	・本地域において、法面緑化等を行う場合には、特に保全すべき希少種等の生育環境の保全に配慮した緑化植物の選定を図ることが望ましい。ただし、災害時等においては、緊急的な措置として調査対象種等を	・本地域において、法面に緑化を行う場合には、特に保全すべき希少種等の生育環境の保全に配慮した適切な管理を実施することが望ましい。	・具体的な例としては、原生自然環境保全地域や自然公園特別保護地区等の優れた自然環境の保護・保全が求められる地域、当該地域において保全等が望まれる希少種が多く生育する地域や群落が形成される地域、小

	形改変などを行う場合には、当該貴重種等の生育環境の保全に十分配慮して、慎重に取り組むことが望ましい	使用する場合がある。その際には、使用後等において生物多様性保全に十分に配慮、した対策をとる。	笠原諸島などの特有の生物相を有する島嶼、ラムサール条約湿地などの生物多様性保全上において重要な湿地・湿原等があげられる。
--	---	--	--

4. 林野庁による検討調査

4省庁による検討調査は3年継続の予定であったが、2年で中止された。林野庁では、この後を受け平成19年、20年21年の3カ年をかけ、「生物多様性保全に資する治山対策手法検討調査(荒廃山地緑化手法検討調査)」が行われ、その集大成として、林野庁計画課施工企画調整室が「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き(以下、「手引き」と称す)」、及び別冊として『林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き』に沿って実行する工事の施工、保育・管理ガイドブック(以下、「ガイドブック」と称す) (平成23年1月)を作成した。

「手引き」においては、4省庁による調査検討を踏まえ、緑化目的と地域区分組合せ緑化水準として図-2のように整理した。

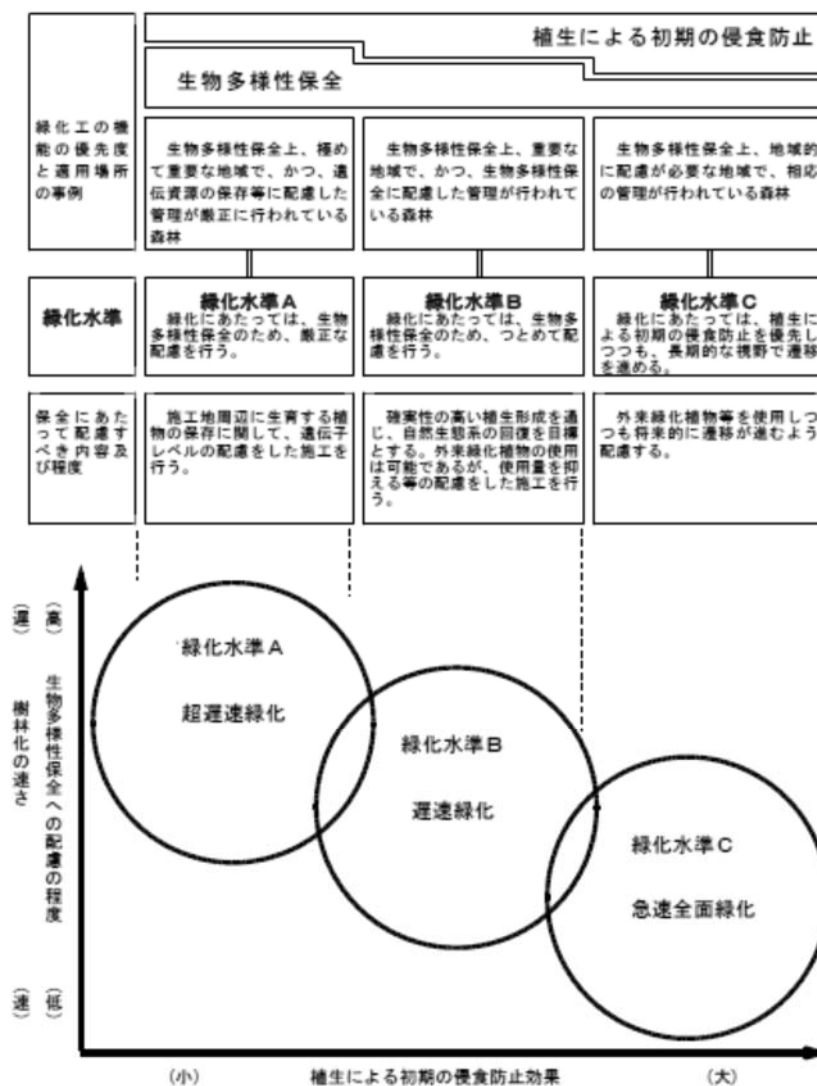


図-2 緑化工の機能と緑化水準の目安

「C その他の地域」や災害復旧等において、侵食防止を緑化目的とする場合は外来牧草を用いた

【参考】 森林部門技術士会会誌 フォーレストコンサルタント NO.135(2014年2月号)転載
急速緑化を行い、「A 生物多様性重要な地域」においては、地域性系統種苗・森林表土利用工・自然侵入促進工等を用い、数年の時間をかけ緑化・被覆を図る超遅速緑化を行い、その中間に当たる B 部分は、播種量低減手法などを用いて半年～1年程度で緑化・被覆を図る遅速緑化を行うというものである。

時間をかけ緑化・被覆を図る超遅速緑化、遅速緑化を行う場合、斜面・法面を長期間裸地状態としておくこととなるため、耐侵食性に優れた植物生育基盤の造成が必須となり、さらには必要に応じて維持管理が必要となるため、別冊として施工上の留意点、保育・管理について「ガイドブック」に示した。

「手引き」の実用性を高めるためには、緑化水準の適用地に関し更に具体的に示すことが必要であるが、現時点では、現場毎に状況に応じた判断を下す必要があり、緑化目的、すなわち植生による初期の侵食防止を図るのか、生物多様性保全を図るのかについて明確にしたうえで、緑化水準を定めることが必要である。

5. 外来種被害防止計画(仮称)、侵略的外来種リスト(仮称)について

環境省は「愛知目標を踏まえた 2020 年までの特定外来生物も含めた外来種全般に関する中期的な総合戦略として、国・地方公共団体・民間団体等の役割、防除における優先度の考え方、非意図的に導入された外来種や国内由来の外来種の対策の考え方等を整理し、外来種対策の実施方針を明らかにする」として「外来種被害防止計画(仮称)(以下「行動計画」と称す)」、及び「侵略的外来種リスト(仮称)(以下「外来種リスト」と称す)」の作成に取りかかっており、平成 25 年度を目途に策定予定としている(諸般の事情により、平成 26 年度にずれ込む模様である)。

行動計画：<https://www.env.go.jp/nature/intro/loutline/koudou.html>

外来種リスト：<http://www.env.go.jp/nature/intro/loutline/gairailist.html>

これまでの検討結果をすべて見直し、新たに「行動計画」を策定し、「外来種リスト」もそこに位置づけて施策を展開する、としている。

「外来種リスト」については、平成 24 年 12 月の中央環境審議会「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について(意見具申)」において「外来種ブラックリスト(仮称)」として示されたものであり、外来種=悪者というイメージが含まれるものとなっている。

示された「外来種リスト」には、すべての外来牧草が含まれており、「外来種リスト」から漏れた外来緑化植物、(外国産)在来種などについては各県レベルで作成する「行動計画」においてその取扱にいて整理し示すとされている。

また、国内由来外来種という概念が新たに示され、国内に自生する在来種であっても、他所へ持ちこんだ場合は、外来種として扱うということが示された。

「要注意外来生物リスト」よりも更に厳しい内容となっており、これでは治山・法面緑化において使用できる緑化植物が皆無となってしまうこととなりかねない、環境省外来生物対策室に対し、意見書を提出し、ヒアリング、及び委員との意見交換会にて意見を申し述べた。

意見具申内容は、次の通りである。

(1) 設計・積算・施工などの遅滞を発生させることのないよう、代替案、解決策を示した上でリストアップし、行動計画においても配慮すること。

治山・法面緑化は、市場単価に従い実施している。市場単価において使用を明示されている緑化

【参考】 森林部門技術士会会誌 フォーレストコンサルタント NO.135(2014年2月号)転載
植物は、外来牧草、(外国産)在来種と称されるものであり、安価に、素早く斜面・法面を被覆することを前提としたものである。

市場単価掲載緑化植物のすべて今回作成のリスト(案)に掲載されている。また、リストに掲載されずとも、行動計画において対象とされる植物は、「国外・国内由来の外来種」とされているため、いずれすべての緑化植物が対象になるものと予想される。

従って、代替が示されなければ治山・法面緑化の遂行は不可能となる。この場合の代替とは、植物種の指示・指定のみならず、価格・経済性までを勘案したトータルなものでなければならない。

現状の市場単価で外来種問題に対応するためには、自然侵入促進工、すなわち植物生育基盤のみを造成し自然侵入に期待する、いわばお天気任せの施工とならざるを得なく、安定した品質や性能を求めることが出来ない。斜面・法面保護という原点に立ち返り、安定した品質・性能を求める場合は、モルタル吹付工を採用せざるを得ないこととなる可能性が高い。

このような事態とならないよう、環境保全という原点に立ち返り、省庁をまたぐ総合的な観点から市場単価に関する検討を行い、現場で作業可能な状態にまで落とし込むことが必要である。

緑化植物については、4省庁による「緑化植物取扱方針検討調査」において、「取扱方向(案)」が示されている。その後作成された指針・手引き類は、これをベースにして作成している。従って、「緑化植物取扱方針検討調査」において示した整理の延長線上で検討・整理を行う必要がある。

(2) ゾーニング(地域区分)の明確化

侵略的外来種リストへの掲載、外来種被害防止行動計画にて対策を講ずる以前の問題として、地域(環境)区分・ゾーニングの問題がある。

有用植物として取り扱われ産業利用されている外来牧草などの取扱に関しては、予防原則など原理・原則論的な取り扱いをし、全国フラットに適用するならば、様々な問題を発生させる恐れが高い。また、駆除などを行う場合、膨大な経費を要するものとなる。

このため、生物多様性保全上重要な地域(コア)、その緩衝帯、その他の地域(一般地)などと地域区分・ゾーニングを行い、その使用の可否を定めるべきである。ゾーニングを行う科学的な根拠が薄弱というならば、少なくとも、現場毎に判断するよう指導すべきである。すなわち、法面緑化の目的・地域区分を明確とし、緑化植物の使用種類を決定するということあり、浸食防止を目的とする場合は外来牧草を用いることは問題なし、生物多様性保全を目的とする場合は不可、など明確とすべきである。

市場単価におおして明示される緑化植物は、法面の浸食防止・法面保護を行うことを目的としたものであり、緑化の目的に応じた種子配合を行うようにルールを明確化することにより、現在の市場単価による積算制度と、生物多様性保全・自然回復緑化に関する積算を分別し、実施することが可能となる。

また、生物多様性保全に配慮した緑化を行おうとする場合、超遅速緑化・遅速緑化とする必要があり、長期間裸地状態が持続することとなり、モニタリング・管理が重要となる。地域区分を行う際、最も面積の大きい部分が「里地里山等中間地域」となる。管理予算が付かないという現状を勘案するならば、この「以外の地域」は「重要な地域」の緩衝帯と位置づけられる部分に限定することが必要となる。

(3) 法面緑化植物としては、外来牧草よりも、(外国産)在来種の方が問題が大きい

外来という名称のみで判断するのではなく、物事の本質から判断すべきである。半世紀以上の長期間にわたり使い続けてきた外来牧草は、氏素性、分布拡大の仕方、人為的な攪乱地以外への逸出

【参考】 森林部門技術士会会誌 フォーレストコンサルタント NO.135(2014年2月号)転載
は認められないなど、生理生態的な性質が明確であり、20～30年程度で自然に復す事も確認されている。この点では、むしろ安心してつかえるものといえる。

これに対し、(外国産)在来種は、同種が国内に分布するため遺伝的攪乱を発生させ、また、非意図的侵入など、生物多様性保全を図る上で本質的な問題を発生させかねないものである。(外国産)在来種の使用は、治山・法面緑化を行う上でメリットはほとんどないものと判断できるが、市場単価においては「在来種」と明記されているために、自然回復を名目に多用されている。

従って、生物多様性保全上の観点からは、外来牧草よりも(外国産)在来種の方が本質的な問題を含むものであり、(外国産)在来種を緑化植物として使用することの可否についての議論を進めるべきである。

また、現状の市場単価に掲載されている外来牧草を、侵略的外来種リストに掲載し、その使用を困難とした場合、代替の外来牧草を使う方向へと進めることとなり、その場合は、氏素性の明確で無い新たな草種を野外に逸出させるという事になる。

「外来種リスト」、「行動計画」の策定にあたっては、以上の観点を考慮して検討を進めてもらいたい。

「以外の地域・一般地」において、法面保護・浸食防止を目的とした箇所においても、「要注意外来種リスト」の影響により生物多様性保全・自然回復を目的とした播種量、すなわち播種量を減じたり、自然侵入促進工などを多用する傾向にある。しかし、その結果、緑化・被覆が遅れ、裸地状の法面の出現が増し、結果として外来畑地強害雑草の侵入を許し、斜面・法面上に外来強害雑草群落を造ることとなってしまいうというケースが増加し、周辺民家、農家から騒音を買う事態が発生している。これにより、なぜ牧草を用い早急に緑化・被覆をしないのか、あるいは、モルタル吹付の方が安心だから、変えてくれという要請が出ている。

一律に外来牧草の使用を規制するのではなく、場所柄を考慮した、メリハリのある対応を可能とするルール作りが必要である。また、経済性の観点から外来牧草を望む声は依然として高く、配慮が必要である。

(4) 用語の定義が曖昧であり、これまで用いられて来たニュアンスと異なる使い方しており、混乱をもたらしてしまう。一般的な使い方を踏襲することが必要。

「外来種」は中立な用語である。これに「要注意」、「侵略的」という冠を付けることにより、価値観・思想が盛り込まれている。「侵略的」という用語に対する明確な定義すら定められていないが、「侵略的外来種」と「外来種」が平行して用いられると、「外来種」=「侵略的」と容易に結びついてしまう。

このような暗示を誘導し普遍化に導くような用語の取扱をすべきでは無く、正しく意味・内容を理解できる限定的な用語を用いる必要がある。

また、「国内由来外来種」などという用語を新たに用いてしまうと、さらに混迷の度合いが深くなってしまふ。恣意的な解釈が入り込む隙のない用語を用いてもらいたい。」

(5) 外来種と学校教育

「行動計画」「外来種リスト」、ともに貫かれている思想は、外来種は危険というトーンである。

野菜など、身の回りには外来種が溢れており、これらの一般家庭・産業上有効な外来植物まで、危険であると普遍化・一般化しているように感じさせる構成となっている。しかも、「国内由来外来種」などという新造語まで用いており、学校教育・一般常識からの乖離が甚だしい。

国外・国内を包含し、なおかつ、侵略的というイメージをもつ新たな用語を工夫し、学校教育・

【参考】 森林部門技術士会会誌 フォーレストコンサルタント NO.135(2014年2月号)転載
一般常識との乖離が発生しないよう配慮いただきたい。

野菜・花卉・芝草・牧草など有効活用・産業利用している外来種まで「悪者である(ワースト・ダーク・侵略的)」という負のイメージを抱かせる事のないよう、配慮いただきたい。

教育者が必ずしも外来生物に対する正しい知識を持つわけではなく、現状の用語の整理がなされず、悪者的なイメージが付与されたままの状態では、偏った教育かなされ、子供達の生物に関する認識・知識をゆがめることになってしまうことを恐れるものである。

6. おわりに

生物多様性条約を締結し、生物多様性国家戦略が閣議決定されたことにより、生物多様性保全が行政の内部目的化された。しかしながら、長年の間産業利用し続けて来た外来牧草までも理念的にその取扱を制限しようとするために、様々な問題が発生している。

この問題の解決を図るべく4省庁において調査検討を行い、緑化植物の取り扱い方向(案)、調査対象種の取扱のための地域区分(案)を示したが、現在にいたるも活用がなされていない。

新たに策定される「行動計画」、「外来種リスト」については、これらの結果を踏まえるとともに、外来牧草、(外国産)在来種を基礎価格とする市場単価で積算されるという事実を踏まえた上で、理念と実際の整合性が図られることを期待している。

治山・法面緑化を図る上で、緑化植物の取扱、地域区分は重要な問題である。今後方向がまとまり次第パブリックコメントが求められることとなる。今後の治山・法面緑化を緑化目的に即した形でスムーズに行えるようにするために、読者諸兄もパブリックコメントにおいて事情に合致した緑化植物の取り扱いになどについて発言なされることを切望する。